

運営規程

デイサービスごかふれんど

第1条（事業の目的）

有限会社 SKR が開設するデイサービスごかふれんど（以下「事業所」という。）が行う、地域密着型通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員、看護職員及び機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が要支援または要介護状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業を提供することを目的とする。

第2条（運営方針）

この事業所の従業者は、要支援または要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称・所在地等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスごかふれんど
- (2) 所在地 焼津市五ヶ堀之内1644-1

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者1名
事業所の運営管理及び業務の統括
- (2) 生活相談員1名以上
管理者の命を受けて利用者・家族に対しその相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (3) 介護職員4名以上
管理者の命を受けて、利用者の日常生活介助・機能訓練・レクリエーション企画・実施等を行う。
- (4) 看護職員（非常勤兼務）1名以上
管理者の命を受けて、利用者の健康観察・バイタルチェックその他の日常生活介助等を行う。
- (5) 機能訓練指導員（非常勤兼務）1名以上
管理者の命を受けて、利用者に必要な機能訓練を行う。

第5条（営業日及び営業時間・サービス提供時間・延長の有無等）

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から金曜日とする。ただし年末年始休暇を除く。
- （2）営業時間 午前8時15分から午後5時00分までとする。

地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供時間は次のとおりとする。

サービス提供時間 午前9時20分から午後4時20分までとする。
《延長サービス提供可能時間》午後4時21分から午後10時30分まで。

第6条（地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の利用定員）

事業の利用定員は次のとおりとする。

利用定員 18名

第7条（通常事業の実施地域）

通常の実施地域は次のとおりとする。

焼津市

第8条（地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の内容）

事業の内容は次のとおりとする。

- （1）送迎
- （2）ケアプランに基づく短期及び長期目標設定
- （3）入浴介助
- （4）食事の提供
- （5）健康状態確認等の日常生活介助
- （6）機能訓練
- （7）レクリエーション等の企画・実施

第9条（地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の利用料等）

事業を提供した場合の利用料の額は地域密着型通所介護については厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護予防・日常生活支援総合事業については市町村の長が定める基準によるものとする。当該事業が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載された割合（1割、2割、3割）の額となる。なお支払方法の変更がある場合はその割合の額となる。生活保護受給者の方は公費負担となる。また、その他の費用の額は次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|----------|
| （1）昼食費（おやつ含む） | 600円 |
| （2）朝食（軽食） | 200円 |
| （3）夕食 | 600円 |
| （4）キャンセル料（当日キャンセル昼食材料費相当分） | 600円 |
| （5）リハビリパンツ代 | 100円（1枚） |
| （6）パッド代 | 50円（1枚） |

第10条 (苦情処理)

利用者からの苦情に対して迅速且つ適切に対応するため、受付の窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者・家族に対する説明記録の整備、その他の必要措置を講じるものとする。

第11条 (緊急時等における対応方法)

従事者は事業の提供を行っている時に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時、速やかに家族及び主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

第12条 (事故発生時の対応・損害賠償)

利用者にサービス提供による事故が生じた場合は、速やかに利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

第13条 (非常災害対策)

非常災害に備えて、避難、救出その他必要な訓練を年2回以上実施する。

第14条 (相談・援助)

当事業所は常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の明確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

第15条 (サービス利用に当たっての留意事項)

利用者はサービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

第16条 (虐待の防止)

事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所における虐待の防止のため対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底する。
- (2) 虐待の防止に係る指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第17条 (その他の運営についての重要事項)

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、有限会社SKRと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- (1) 事業者は従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、

また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - ② 継続研修 年 1 回程度
- (2) 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。また、従業者でなくなった後においても同様とする。
 - (3) 事業者は従業者に身分を証する書類を携帯させ、利用者、家族から求められた時は、これを提示するよう指導する。
 - (4) 事業者は従業者の清潔の保持及び、健康状態について必要な管理を行うものとする。
 - (5) 事業者は利用者の見やすい場所に運営規程の概要、従業者の職務体制その他のサービスの選択に必要な事項及び費用について掲示するものとする。

附則：この規程は平成 18 年 5 月 15 日から施行する。

1. 平成 18 年 6 月 30 日 一部変更
2. 平成 18 年 8 月 1 日 一部変更
3. 平成 21 年 12 月 1 日 一部変更
4. 平成 24 年 1 月 1 日 一部変更
5. 平成 24 年 4 月 1 日 一部変更
6. 平成 24 年 5 月 15 日 一部変更
7. 平成 25 年 4 月 15 日 一部変更
8. 平成 27 年 4 月 1 日 一部変更
9. 平成 28 年 3 月 31 日 一部変更
10. 平成 28 年 4 月 1 日 一部変更
11. 平成 30 年 4 月 1 日 一部変更
12. 平成 30 年 6 月 1 日 一部変更
13. 平成 30 年 11 月 1 日 一部変更
14. 2019 年 5 月 1 日 一部変更
15. 2019 年 10 月 7 日 一部変更
16. 2021 年 4 月 1 日 一部変更
17. 2024 年 4 月 1 日 一部変更